

第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画について

1 障がい福祉計画の概要

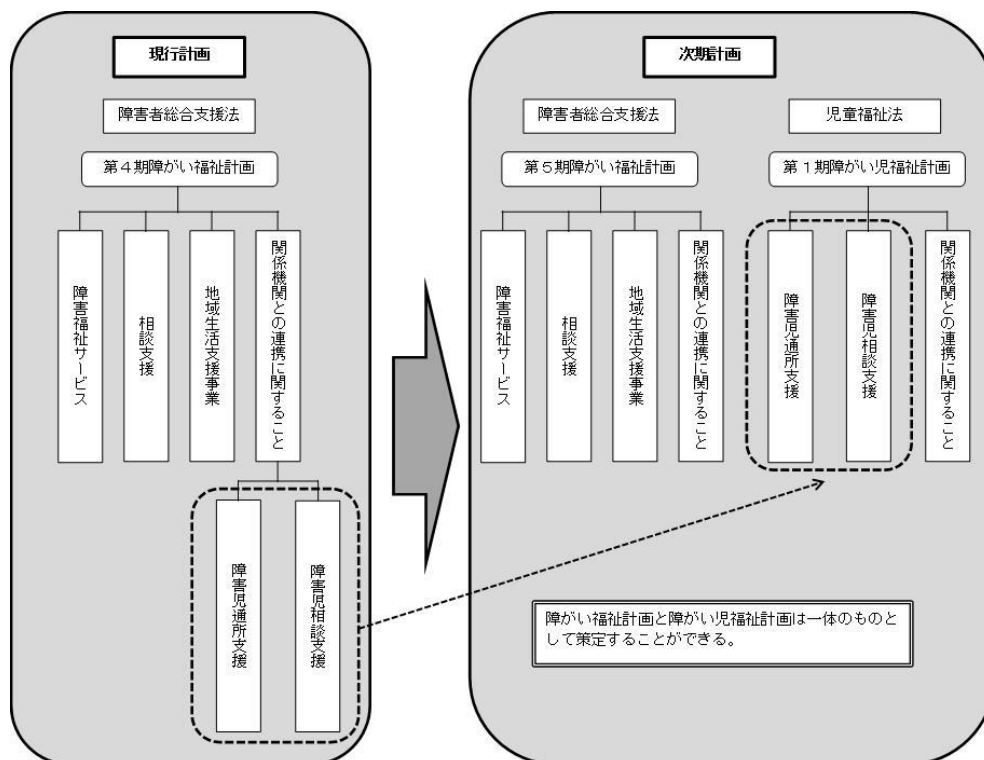
障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。その内容は、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する事項などとなっています。

2 障がい児福祉計画の概要

障がい児福祉計画は、平成28年6月に児童福祉法が改正され、新たに規定されたものであり、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

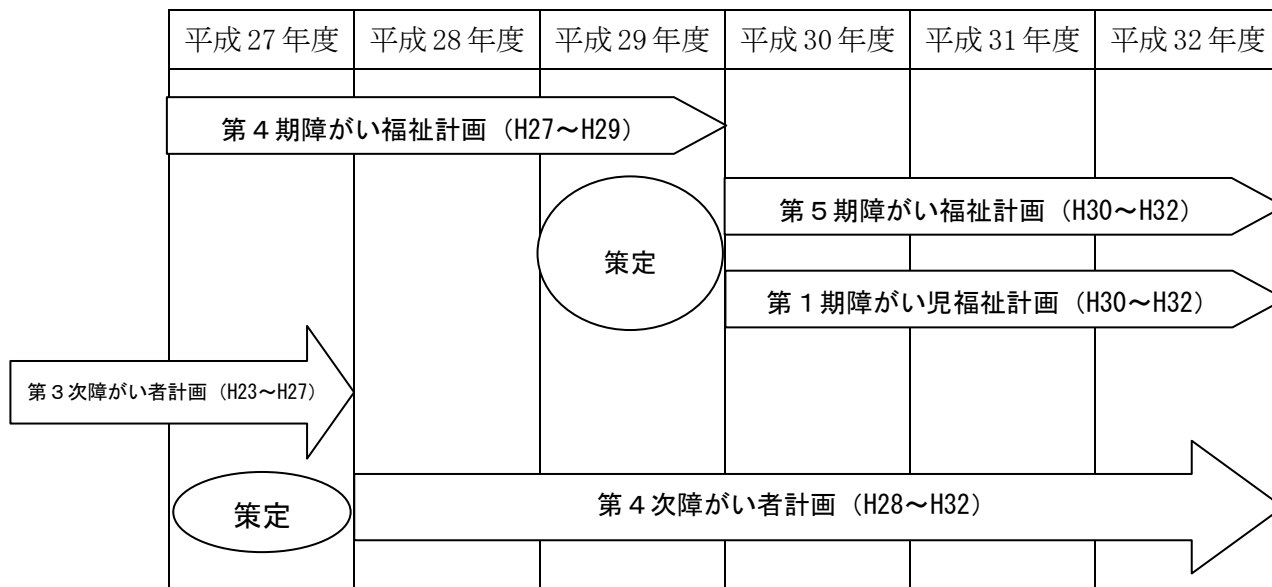
障害児通所支援や障害児相談支援については、これまで、障害者総合支援法の基本指針により、「その他関係機関との連携に関すること」という位置づけで障がい福祉計画の中に規定していました。今回の児童福祉法の改正により、児童福祉法に基づく計画に位置づけることとして整理されています。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、その内容について、関係性が高いことから一体的に策定できるものとされています。



3 計画期間

現行の第4期障がい福祉計画の計画期間は平成27年度から29年度までとなっています。今回策定する第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画については、いずれも平成30年度から平成32年度までを計画期間とした3か年計画とします。



4 障がい者計画との位置づけの違い

平成29年度に策定する障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための実施計画です。

これに対し、平成27年度に策定した障がい者計画は、障害者基本法に基づくもので、第4次越谷市総合振興計画の部門計画として、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画です。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるサービスの目標値については、障がい者計画との整合性を図って設定します。

